

# 助成券が使えない医療機関等で受診された場合の 産婦健康診査にかかる費用の助成について

受診時は実費を医療機関へお支払いいただきますが、  
後の申請で、朝来市が定める金額を上限として費用が助成されます。

## 申請に必要なもの

### ① 助成券交付申請書 または助成券

医療機関で受診日、  
実施した検査等を記入  
してもらってください

### ② 母子健康手帳



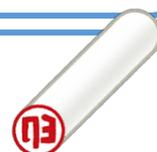
### ③ 領収書(原本) 診療明細書



### ④ 振込先口座が 分かるもの

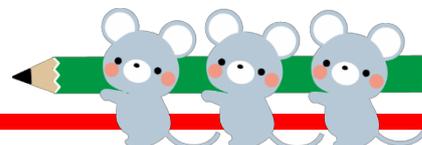


### ⑤ 印鑑 ※スタンプ式不可



## 注意

- 助成券は交付を受けた本人以外は使用できません。
- 健診費のうち、保険診療適用分は助成の対象となりません。
- 助成券で受けられる助成は上限額5,000円です。健診費用が上限額を超える場合の超過金額は本人の負担となります。また、額面に満たない場合の差額の返金はありません。
- 医療機関で受診報告の記入に手数料がかかる場合がありますのでご確認ください。
- 申請には期限があります。受診日から1年以内に朝来市地域医療・健康課で手続きしてください。
- 市外へ転出された場合は、朝来市が交付する助成券は使用できません。転出される場合は転出先の市町村へ直接お問い合わせください。



### ●申請先・申請についてのお問合せ●

朝来市地域医療・健康課（朝来市保健センター内） 担当：親子保健係  
朝来市和田山町法興寺378番地1

☎ 079-672-5269